

（ 令 2 . 1 0 . 1 6
実 2 - 2 ）

説 明 資 料

〔地方税における税務手続の電子化について〕

令和 2 年 10 月 16 日（金）

総 務 省

地方税における税務手続のデジタル化

- ICTの進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX等を活用した全国統一的な申告・納税のデジタル化、収納手段の多様化、国税との情報連携といった地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・納税のデジタル化

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)により、全ての地方団体に対し電子申告等が可能
- 地方税共通納税システムの稼働(令和元年10月)により、主として法人向けの税目について、全ての地方団体に対し電子納税が可能
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービスにより、自動車税(環境性能割)等の申告・納付が可能

収納手段の多様化

- コンビニ納税やクレジットカード納付等の制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化

国税との情報連携

- 地方団体と国税当局間で課税資料(所得税確定申告書、扶養是正情報等)を共有
- 国税及び地方税の電子申告における共通入力事務の重複排除や申請・届出手続の電子的提出の一元化を実施

地方税務手続の電子化：主な取組の進捗状況

- 政府税制調査会の「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働、令和2年4月から大法人の電子申告を義務化。
- 令和2年度税制改正では、地方税共通納税システムの対象税目として、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加。

1. 共通電子納税システム(共同収納)関係

- **共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、**法制面を含め必要な措置を講じるべき。**

H30改正：地方税共通納税システムの導入（R1.10月～）※対象税目は、主として法人向けの税目
R2改正：対象税目に個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加（R3.10月～）

2. 電子申告等関係

- eLTAXの更なる利便性向上に資する取組を進め、電子申告利用率の向上を図っていく必要。
- **大法人について地方法人二税の電子申告義務化を実施。**
- 個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを経由して電子的に送付する仕組みの検討。

H30改正：大法人の電子申告（eLTAX）義務化（R2年度～）

H30改正：給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準の引下げ（R3.1月～）

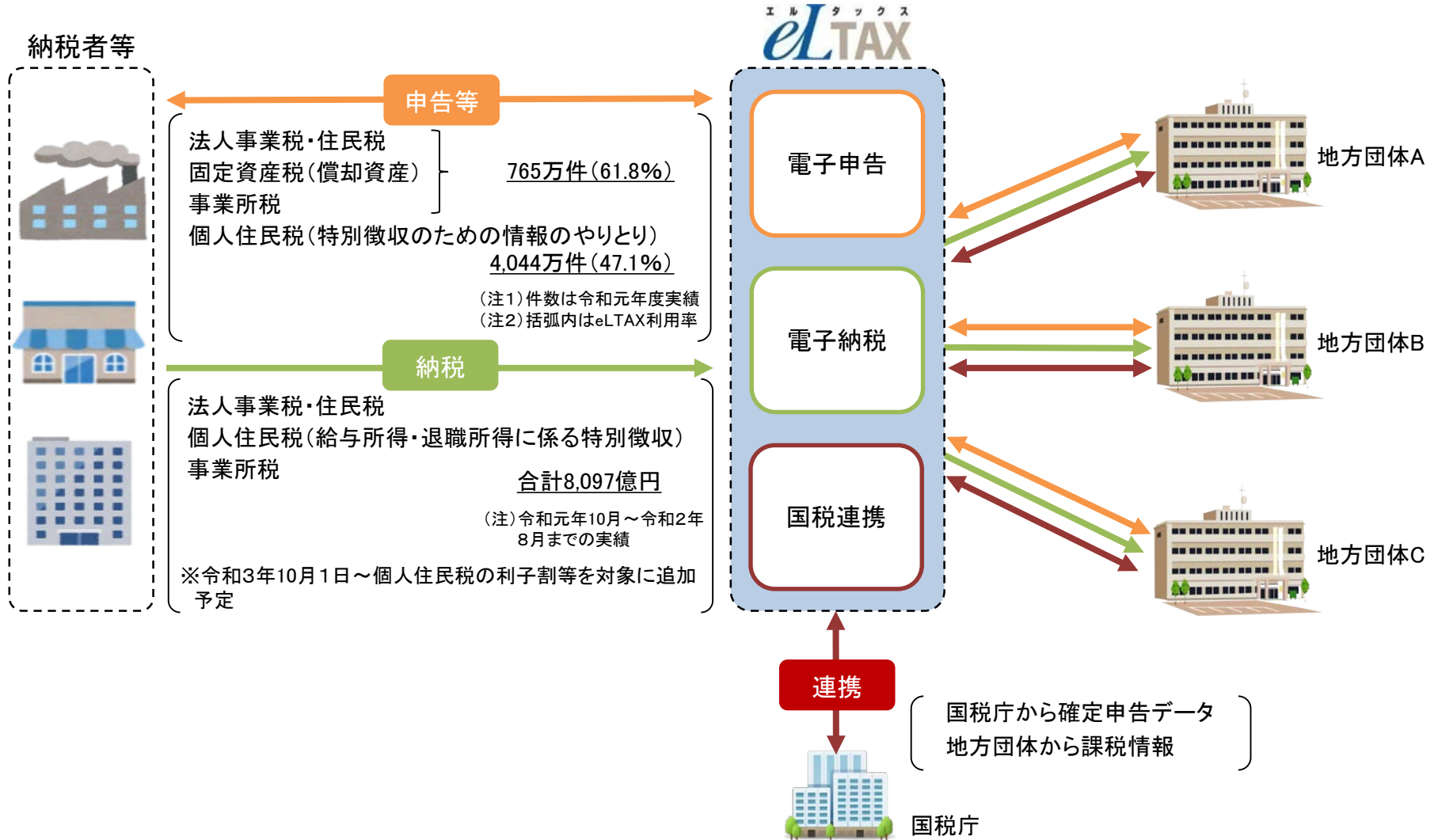
H31改正：マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略（H31年度～）

3. マイナンバー関係

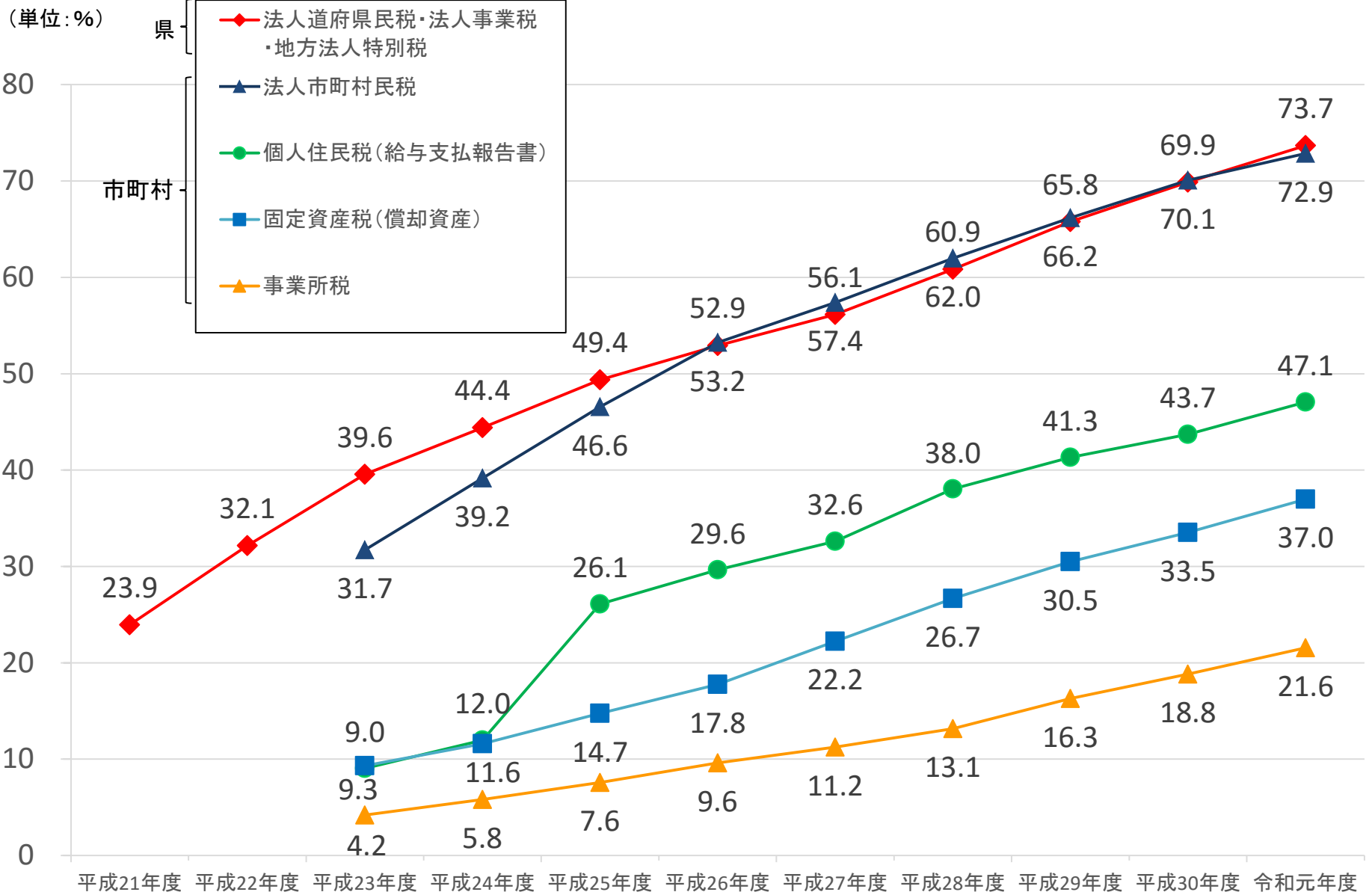
- 今後、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくことが重要。

eLTAXの概要

- 複数団体に対する申告等の地方税務手続を、オンラインにより一括で処理するシステムであるeLTAXが担う役割は順次拡大。
- eLTAXの機能の一部として「地方税共通納税システム」が令和元年10月から稼働。



地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

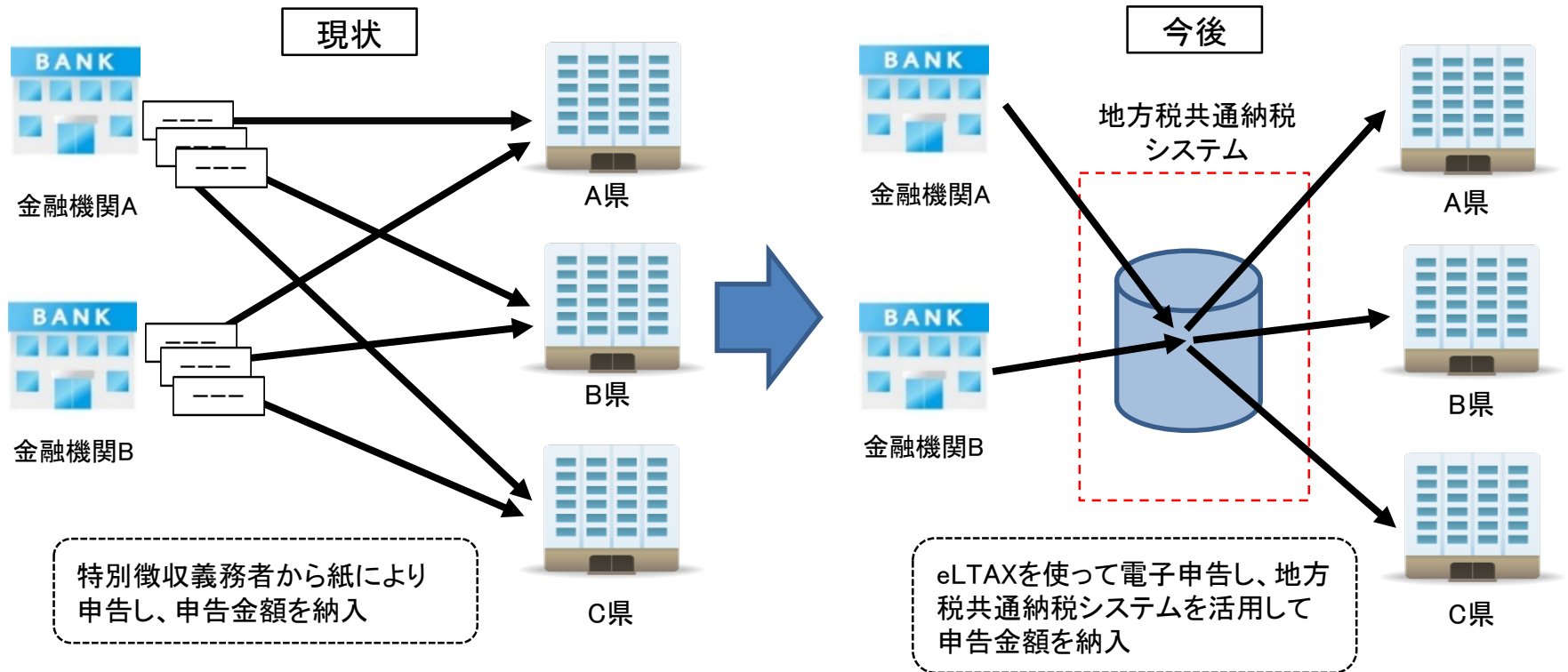


令和2年度税制改正(地方税共通納税システムの対象税目の拡大)

○ 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告・納入を電子化できるよう、所要の措置を講ずる。

※ 令和3年10月1日以後の申告及び納入について適用。

⇒ 現在、特別徴収義務者が紙により申告し、申告金額を納入している。一連の手続が電子化され、一度に複数団体に納入できれば、特別徴収義務者・地方公共団体の業務が大きく効率化・省力化。



全都道府県の申告件数(概数)(H30実績)

地方税共同機構調べ

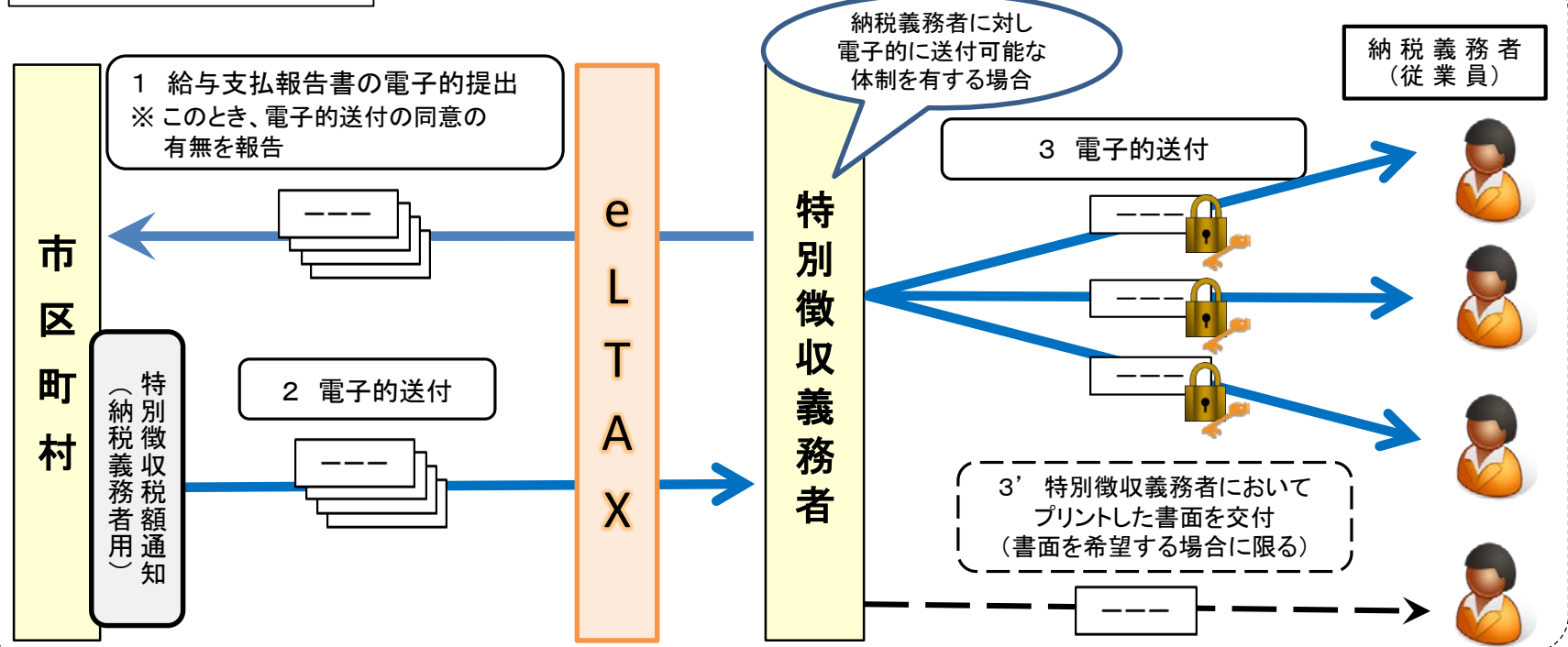
利子割	配当割	株式等譲渡所得割
344,000	361,000	21,000

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について(案)

○令和2年度税制改正大綱(抄)(令和元年12月12日 自由民主党・公明党)

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

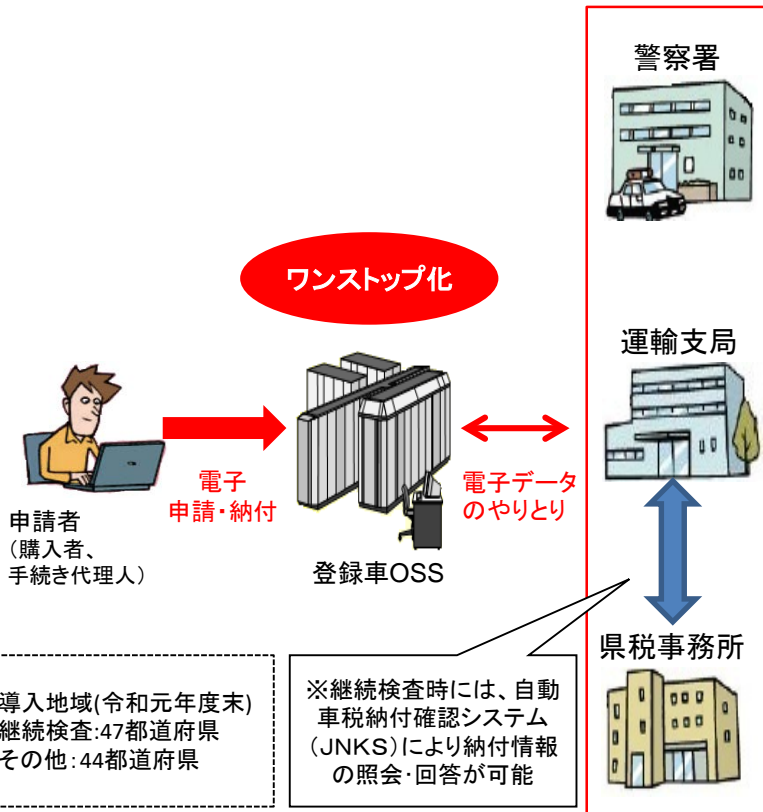
電子化のイメージ案



自動車税関係手続等のデジタル化について

- 登録車については、各種行政手続(保管場所証明、検査登録、自動車税環境性能割等の納付など)について、登録車OSS(ワンストップサービス)によりオンラインで行うことが可能となっている。
- 軽自動車についても、令和元年5月に軽自動車OSSを導入し、継続検査の手続をオンラインで行うことが可能となっている一方で、新車新規検査時等の手続については、現時点でオンライン化が実現していない。

登録車に係る各種行政手続

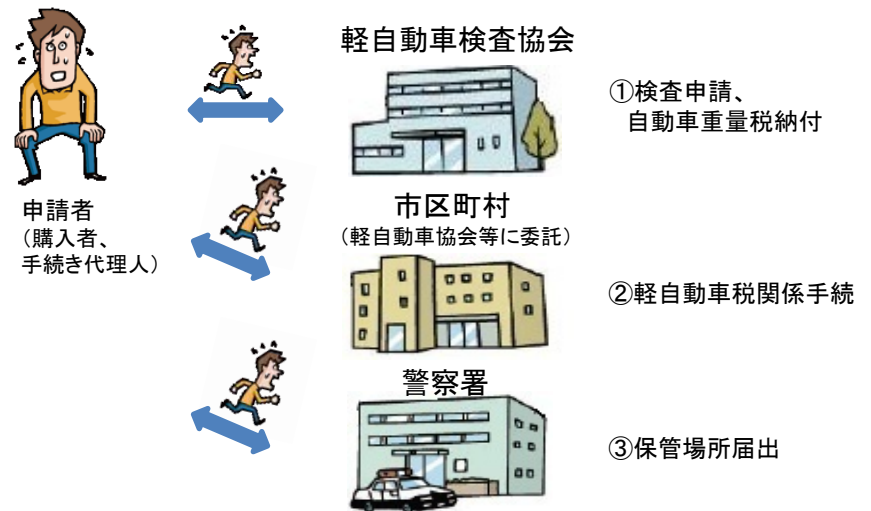


軽自動車に係る各種行政手続

- 継続検査時の手続は、軽自動車OSSの利用が可能



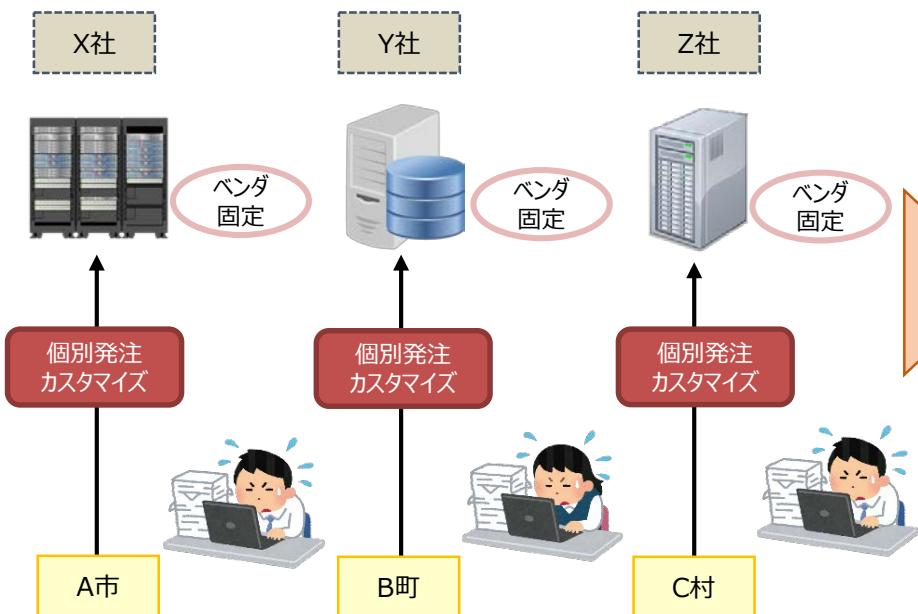
- 新車新規検査時等の手続は、各機関を訪れる必要



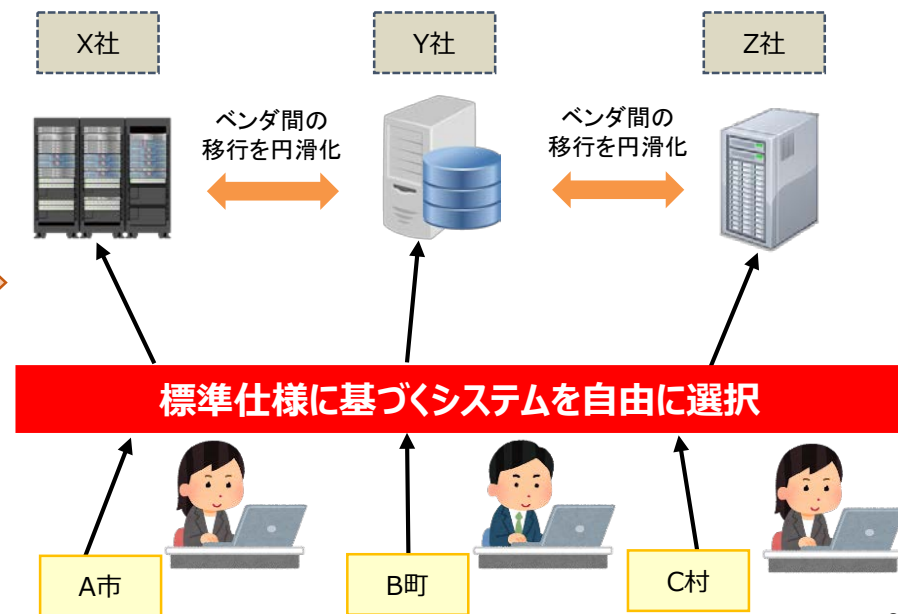
税務システムの標準化

- 地方団体の基幹税務システムについては、各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、発注・維持管理や制度改正対応などに個別に対応する人的・財政的負担が発生。また、住民・企業等のサービス利用者にとっては、地方団体ごとに異なる対応が必要。
- これらの課題を解決するため、標準仕様に基づくシステムを原則としてカスタマイズせずに利用するといった「システム標準化」を推進し、より効率的な行政を実現。
- 本年度から税務システム等標準化検討会を開催し、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収滞納管理の各業務に係る市区町村のシステムの標準化について検討。令和3年夏頃までに標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成予定。

【標準化前】



【標準化後】



地方税務手続のデジタル化に関する政府決定

○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6. 個別分野の取組（2） iii） ③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化

・地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。

・税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係を始めとした行政機関等からの処分通知等の電子送達の在り方等を検討する。

○デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）（抄）

11. 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進 11. 2

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（…固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）…）について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。（略）

②地方税（総務省）

（略）市町村の基幹税務システムについては、2020年（令和2年）夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。

（略）

〔参考資料〕

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人住民税、法人事業税の申告開始(H16～) ● 事業所税の申告開始(H19～) ● 法人設立届等の提出開始(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金の特別徴収データの連携開始(H21～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税(償却資産)の申告開始(H16～) 	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
H25		<ul style="list-style-type: none"> ● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税確定申告書の連携開始 				
H27				<ul style="list-style-type: none"> ● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始 		
H28		<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化 			<ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化 			
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収義務者情報の連携開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● 中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象 		
R1	<ul style="list-style-type: none"> ● 開廃業等に係る申請手続の一元化 ● 共通入力事務の重複排除(R2.3) 							<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税共通納税システムの導入(R1.10)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ● 大法人に係る電子申告義務化 ● 財務諸表の提出の一元化(R2.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R3.1.1) 						
R3								<ul style="list-style-type: none"> ● 金融所得課税に係る申告・納入手続の電子化(R3.10)